雇用保険料率の弾力条項について（失業等給付）

○　失業等給付に係る雇用保険料率は、原則8/1000（労使折半）

○　財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。（弾力条項）

$$2 < \frac{\text{（（保険料収入＋国庫負担額）－失業等給付費等）＋当該年度末積立金－（景気変動によって影響を受けない給付の1年分）}}{\text{失業等給付費等－（景気変動によって影響を受けない給付の1年分）}}$$

⇒ 保険料率引下げ可能（→ －4/1000まで）

$$1 > \frac{\text{（（保険料収入＋国庫負担額）－失業等給付費等）＋当該年度末積立金－（景気変動によって影響を受けない給付の1年分）}}{\text{失業等給付費等－（景気変動によって影響を受けない給付の1年分）}}$$

⇒ 保険料率引上げ可能（→ ＋4/1000まで）

（※ 令和５年度決算額による計算　＝　２．２３）

参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第１２条第５項（※））

5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による国庫の負担額(同条第一項第四号の規定による国庫の負担額を除く。)、同条第五項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額から同法第十条第五項に規定する教育訓練給付の額(以下この項において「教育訓練給付額」という。)及び同条第六項に規定する雇用継続給付の額(以下この項において「雇用継続給付額」という。)を減じた額が、当該会計年度における失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、失業等給付費等充当徴収保険率を千分の四から千分の十二まで(前項第一号に規定する事業については、千分の六から千分の十四まで)の範囲内において変更することができる。

注1：国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。
注2：令和４年度の雇用保険法等改正法により特別会計に関する法律が改正され、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による雇用保険率の変更に係る算定において、雇用保険二事業に繰り入れた金額等を返済されたものとして算定することとする規定を削除し、実勢に即した積立金及び雇用安定資金の残高に応じて計算することとした（令和４年度から適用）。
（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和６年法律第26号）による改正後の規定。